

平成25年度 第3回 男女共同参画懇話会 議事録(要旨)

日時:平成25年10月9日 13:30～15:30

場所:佐久情報センター

1 開会

2 会長あいさつ

3 会議事項

(1) 佐久市男女共同参画推進条例(案)について

○第2回懇話会の意見を参考に事務局で訂正された(案)を含め、前文から通して見直しをし、話し合いました。

事務局:前回の訂正した箇所を中心に検討いただき、訂正がない所は確認ということで提案させていただきます。

まず、前文についてですが前回「丸岡秀子さん」の固有名詞が入るのは如何なものか、などの意見を踏まえ、訂正しました。また、近年の問題の中の「女性への暴力」という所で女性と限定しない方がよいとの意見でしたので「男女間の暴力」と訂正しました。

佐久市の他の条例には前文が無いものがほとんどであるが、懇話会では条例を作る経過、課題、目的などが解りやすくなるので、前文は是非あった方がよいということでまとめました。

事務局:せっかくの前文ですので、何回か訂正を重ねてきましたが、ご意見を頂ければと思います。

議長:前文について今後何か言われることはありますか。

事務局:これから庁内の法規審査委員会に掛けますので、その際に前文については議論になろうかと思えます。私どもとしては、今までの経過を踏まえて状況について説明をします。委員会としての意見としてお伝えしますが、お約束はできないということでご理解いただければと思います。

議長:この条例では、前文以下の条文だけでは理解しにくいので前文が必要という、一致した意見だと…。

事務局:はい、第1章に目的はありますが、その背景とか時代背景については目的の中ではしっかりと書けないので、この条例の制定される経過については前文で触れてありますということで、私どもは主張したいと思えますのでよろしくお願ひしたいと思えます。

議長:最後の段に、私たち懇話会の意見、提案がまさに私どもの認識が概ね載っていますので、それらを踏まえて、委員会の強い意見として伝えて頂きたい。

事務局:わかりました。

議長:では、他に。

委員:第2回目の時に「農村女性の解放に生涯をささげた…」とあり、今回「農村女性から母親のように慕われた女性たちがいた。」と続いていきますが、今の農村マイスターが誕生したということは、そういう農村女性の解放に生涯をささげてきた方がいたから現在があると思うんです。表現は難しいですが「農村女性の解放」が必要に思います。

事務局:前案では、丸岡さんの名前があったから、それぞれの流れがわかったんですが、名前を無くしたことによって、今度は非常に抽象的に物事を書かないと説明がつかなくなって、この様な文脈になった。委員のみなさんが一番、「農村女性の解放」というキーワードが無いといけないとすれば、ここを工夫していきたいと思えます。キーワードをどのように使うか、時間を頂いて、宿題としたいと思えます。

事務局:先人の中には、丸岡さんの他にも柳本みつのさんがいらっしゃるので、「農村女性の解放」で丸岡さんを特定する表現ではないものにしました。

議長:佐久の先人という言葉在先にもってきたので、そういう風になったと思えますが、前後させれば「解放」という言葉が使えるかもしれないですね。

委員:丸岡秀子さんをイメージして名前を出さないで、母親のように慕ったのか、農村の苦しい女性たちに一つの望みを与えたのかっていうと…。

議長:「佐久には農村女性の解放に生涯をささげた先人がおり、…」とすると解放という言葉が使えると思えます。

委員:この前文を読む方たちは、丸岡秀子さんの事を言っていると思う方の方が多いと思う。もう一人の先人の方と二人のことを表現していくのか、固有名詞こそ使わないけれども、丸岡さんのことを表現していくのか、これから直していくのに、どちらの方向で表現していくのかを決めておいた方がいいと思えます。

事務局:この文章は、素案材料として提案しておりますので、この委員会の中で決めて頂きたい。

委員:私は、丸岡秀子さんのイメージが出てくる表現でいいと思えます。

委員:「女性たちがいた」となっていて、女性は一人ではなかったんですね。丸岡秀子さんだけでなく他にもいたという表現がいいと私は思えます。

委員:平成14年に市史近代篇に初めて女性を取り上げるページを、ということで、いろんな新聞を見て、佐久市の戦後の女性にスポットを当てて書かせていただいた。その時に、現在の男女共同参画に移行することを書くように言われ、婦人会の方々がご苦労された。いろんな女性がいてそれで現在まで頑張っていて、婦人会の力は大きかったと思っていますので、一人二人の方が今に至っているわけではない。

委員:全国区では佐久の女性と言ったら丸岡さんのイメージではあるけれども、歴史は一人だけでなってきたわけではないし、これからも小さなことを大事にしていくことで男女共同参画も広がっていくと思うので、丸岡さんが先頭を走ってくださって、

それと共に大勢の方の一步が今でもあるし、これからも続いていく思いが伝えられたらいいと思います。

議長: 基本的な考え方とすると、丸岡秀子さんはどちらかというと農村女性の解放で、その考えを受け継いだ色々な女性たちが、流れではいると思う。第2回の修正の所のニュアンスは良いと思います。「解放…」という文章がどこかに入れればいいんだろうという気がします。他の先人で選んだ女性を何人も考えている文章ではない、男女共同参画の中では、農村女性の解放を叫んできたところから現在への流れで、「女性たち」という複数ではあるけれども「解放」や「生活改善」などを作った女性たちというニュアンス、方向で作るということです。皆さんからも文章があれば書いてくださいということです。そういう方向でお願いします。

委員: この「農村女性から…」という文脈が丸岡秀子さんを指しているという風にとらえられるんです。複数の先人の方々がおられた部分においては「農村女性から」ということだけではなくて、もっと広い意味での「彼女たち」という所の文脈を上手く作っていただけたら、「先人の中で女性の解放に生涯をささげた方々…」というようなところを上手く入れて頂ければいいと感じます。

事務局: 是非とも文章を送って下さい。

委員: 最初の懇話会の時に、佐久市らしさがないということから始まって、次の懇話会でこの文章になって丸岡秀子さんが入って、次に固有名詞を抜いてということで、この4行は相当工夫されて書いてあって、会長さんからもあったように、ちょっとだけ手を加えて頂ければ。

委員: 話が戻ってしまいますが、前文は無くても条例は成立するという意味では、中の細かい部分は、制約がつくとかということはないので、読む方がそういうものなんだって解るようなきっかけというか、ある程度はインパクトがあった方がいいと思うんです。読む人に、解りやすい方が、ほかすよりはいいんじゃないかと考えます。

委員: 佐久らしい条例を制定するにあたっての思いっていうものを、この前文に簡単にまとめるという所で一致すると思うんです。その思いが伝わる文章を作っていたきたい。

議長: 委員でもいい文章を考えてもらいたいと。

委員: この条例を読んだときに、若い人たちが丸岡秀子さんは思い浮かばないと思うんです。「農村女性の解放」のキーワードと「女性の解放」というキーワードを上手く入れて頂きながら、何をしてきたかがちょっとわかった方がいいと思います。

事務局: それぞれに活動されている所から代表として皆さんに委員をお願いしていますので、これが条例化されました際に、前文のお話を機会があるごとにして頂くことが、次につながると思います。決して、行政が作ったものではないし、いろんな意見を頂いて出来たものですので、是非前文をそれぞれのお立場の所でお話をしていただければ、また、新しく男女共同参画が広まっていく、具体的に丸岡さんのお名

前も出していただくことで、もっとこの条例も広く市民に行き渡ると思いますのでお願いします。

事務局より第 1 章総則について既に訂正した部分を説明する。

議長：第 1 章は比較的内容のあるものです。「積極的格差是正措置」が「積極的改善措置」に変わっています。第 3 条は解りづらいということで、()書き以下に小見出しを付けることにしました。第 7 条では「セクシュアル・ハラスメント」「ドメスティック・バイオレンス」は前の(定義)に謳っているのここでは繰り返しになるので取り除いています。第 1 条の最後の行の「男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする」の「実現」が目前で実現していくようなニュアンスにとれる、強い表現ということで、「推進することを目的とする」に変わりました。

私が何とかしたいと思っているのは、第 1 章の説明の欄の「ポジティブ・アクション、アファーマティブ・アクションは同義で積極的改善措置と訳されます。具体的な例…クォータ制(割り当て制)…」とありますが、どこかで「ポジティブ・アクション」とか「クォータ制」を入れたいと思うんですが、そうかといってどこに入れるか難しい。「ポジティブ・アクション」は厚労省では良く使われている言葉で、雇用改善などで使われているので、企業では比較的慣れている言葉です。「格差是正」をするために企業で「ポジティブ・アクション」の表現を使うので、「積極的改善措置」の中に「ポジティブ・アクション」とか「クォータ制」の表現を、(定義)第 2 条(2)の中にこの言葉を入れることはできないかと思っています。

委員：「積極的改善措置」とは説明にあるように(社会的・構造的な差別によって、不利益を受けているグループ(女性・少数民族・障害者など)に対し、実質的な機会均等を確保するための措置で、あくまでも差別が解消するまでの暫定的で特別な措置です。)とあります。そこで「ポジティブ・アクション」について調べてみましたところ、「積極的差別撤廃措置」とあり、「撤廃」と「改善」という意味ではニュアンスが違うのではないかと。本質的にはどちらの意味で使えばいいのか。

委員：「ポジティブ・アクション」が「改善措置」だけでなく「撤廃」という言葉も使われているということですか。

委員：そうです。「改善」と「撤廃」の意味ではニュアンスが違いますよね。「改善」だと「いい方向に持って行こうとすること」で、「撤廃」は全く止めることで違う。

委員：「ポジティブ・アクション」は解釈する人によって若干違うということですね。

委員：説明文の通りで、「撤廃」については考えなくてもいいのかな。

委員：男女共同参画に関しては、撤廃は厳しいので改善という風に扱っているのでは。辞書的な解釈よりも、社会的にどう理解されているかという方が大事。

委員：会長がおっしゃるように、「クォータ制」という非常に現実的な話ですので、第 1 章総則は基本的な定めですので、より具体的な「ポジティブ・アクション」となると、

第2章の(市の施策)の中の積極的改善処置とかが盛り込まれている所で、例として「クォータ制」の導入とかを検討するというように、盛り込んだらいかがでしょう。

議長: 条文には説明はないでしょ。市の施策の「積極的改善措置」の条文に続けて「…よう努めること。(ポジティブ・アクション、クォータ制など)」みたいな。しかし、必ずしも強制するようにはしなくてはならないとかではなくて、載っていると「これはどうゆうことなのか」と、興味を引く必要があると思うんです。

委員: 「積極的改善措置」の例として、「ポジティブ・アクション」と「クォータ制」を。

事務局: 文言を入れるとすると、(定義)の所です。他に入れてしまうと、努力義務になってしまうので、具体的な意味を入れるとするとするならば(定義)にいれると説明がつくと思います。

議長: 施策に入れるとどこでどう「ポジティブ・アクション」をするのかと議論になるから、考え方とすれば(定義)に入れておいた方が良いでしょう。

事務局: 具体的に言葉の意味を、(定義)の中で説明していくのも1つの方法だと思います。第2章などに入れてしまうと、縛りになってしまいますので、今の段階では目指す方向はこういうことでこんな流れを示すとすれば(定義)の所で説明するのがよろしいような気がします。

委員: 定義するということは、しっかりと定義付けするということですから、共通の線で理解するということですよ。今の「改善」なのか「撤廃」なのかということ。逆に施策の中に言葉だけ入れておけば、使う人の解釈の裁量の範囲になると思います。

議長: 辞書ではこういう定義、県では是正措置で動いているんですね。是正措置としての定義でもって行って、ここでは撤廃の意味では使わないでいきましょうという定義の仕方になる。

委員: ポジティブ・アクションにつづいてアフーマティブ・アクションは同意語として出ていますが、それも改善措置ということでもいいんでしょうか。撤廃措置と理解してしまったので、どう理解したらいいのかと思った。

議長: 撤廃措置というのは、現在の慣行は差別化している。その差別を撤廃する措置という意味ですよ。差別を撤廃するという意味で使うのは、実際には難しいですよ。しかし、改善しようというのは使いやすい言い方ですよ。

委員: 実際に使うとすればその方が良いでしょう。

委員: そこを定義にしてしまっているのかな。安易に使っていいのかとは思いますが。逆に言葉だけが使われるのはいいと思います。

委員: 施策の中の積極的改善措置というのは、具体的にどういうことが考えられますか。

議長: 国とか県でやるのは、例えば委員会とか審議会の人数が3割になるとか、大企業の管理職や科学者が3割になるとか、そういうことを目標にして、そこへ改善して

いきましょうという目標にするとか。

委員：そうなりますよね。ということは、この中に例としてクォーター制などを盛り込んだ方が、みなさんがより解りやすくやり易くなるというふうを感じるんです。

議長：3月の懇話会の資料に現在の市の状況を出した数字があります。女性委員、女性議員の数とかがありますが、それに改めてそういうものが掲げられるということですか。

委員：例として、こういう考え方もありますと、あとは、そういったものを考えながらどういうやり方がいいのか具体的に考えて施策を作っていく。それを示すことでより具体的に広く市民に理解していくんじゃないか。

(委員のみなさんが指名なしに意見を出し合う)

議長：今出ているのは、条例の中に無理に入れる必要はない。県の場合は、県で出している条例の解説書にポジティブ・アクションが書いてある。そういうものを出していただければ、そこで見てもらえばいいのではないか。

事務局：今年度の予算の中に条例のガイドブック(概要版)の予算もあるそうなので、より細かく触れていきたいと思います。3月中には結果が出ますので、そこで形にしていきたいと思います。

副議長：条例の中で、積極的改善措置()ポジティブ・アクションなんだと言ってしまうばいい、括弧書きで。

委員：条例の中ではそういう位置づけですよ。そうしていけば言葉だけの一人歩きはしないのではないかと思います。

(委員のみなさんが指名なしに意見を出し合う)

議長：今の意見は、(定義)第2条(2)の積極的改善措置の後ろに括弧として(ポジティブ・アクション)と入れてしまう。積極的改善措置とポジティブ・アクションを同意語として定義して、クォーター制については、解説書の中で説明した方がいいという意見です。

私としても、始めから定義として挙げていましたが、そういう形で反映されればいいです。

事務局：はい、わかりました。

議長：第1章についてはどうでしょう。

委員：しっくりこなかったのが、事業者の定義ですが、「…市内において公的機関、民間を問わず、又は営利、非営利を問わず事業を行う個人、法人及びその他の団体をいう。」とあり、第4条、6条の(市の責務)(事業者の責務)に通じていくんですが、第1回の話の中で、教育関係者の責務はどうして無いの、というのに対して、「教育関係者に一番責任がかかってしまうので推進の立場に入れた」となっていますが、事業者の中には、教育の関係者が含まれているというお話でした。事業者はそういう捉え方にはならないですね。非常に解りずらくしていると思うんですがどうでしょ

うか。教育をする所は結構、大きな責任があると思うんです。そのことで左右されることがいっぱいあると思う。その人たちが、推進の括りの中にあると、事業者の括りの中に入ってはいるが、薄れてしまっている気がする。その辺はいかがですか。

委員：第10条の「何人も、社会のあらゆる分野の教育の場において、…」をみて、教育関係者が自分の事だと思うんでしょうか。「学校教育、社会教育その他あらゆる教育の場…」ならいいですが、抽象的な言い方になりすぎて、A委員の意見と関連させてみると、教育の持っている重要性そういうものが感じられない文章になってしまっている。

委員：私だけかもしれませんが、事業者の責務といった時に、教育関係者も「あ、私たちの責務だ」と捉えられるかどうかということですが、私以外の方が、それは捉えられるよ、というのであればいいんですけど、事業者という括りの中でそれは難しいのではありませんか。

委員：公的機関に学校が含まれているということですよ。公的機関と言うと、市役所とか地方事務所とかは思い浮かぶんですが、学校は浮かばない。

事務局：最初が入っていたんですが、事業者に教育機関も含むということで、「事業者等」としたんです。

委員：私は第1回目の時に提案させていただいたんですが、ここに教育関係者の責務が載ってないがどういう風になっていますか、といった時に、教育関係者の責務と言ってしまうと、一番のウエイトがかかってしまうということで、「事業者等」として一緒にされたと思うんです。その辺がはっきりと認識されていればいいんですが。

委員：第10条の（教育の場における…）の所にはより具体的に教育の場ということで、謳われていますので、これを受けてしっかりと推進しないといけないと思うんです。教育に対する重さが解りにくい。

議長：第4条の（市の責務）の中に原案には「事業者及び教育関係者」とあるんですね、第2回目の懇話会時には「事業者等」に、これは事業者の中に広く公的機関の中に教育関係者もある、特に教育者とするとうエイトがかかるということで無くなったんです。（市の責務）という形で、今、学校教育を含む広い市の責務として、最初は拾い上げたんですけど、第4条の市の責務の中に学校教育まで含めて責務とするのか、（事業者の責務）として学校やその他の公的な市の組織も含めて事業者の中に含むという問題もあるし、学校という言葉が出てこないけどいいのかという両方の問題があります。学校という文言も第10条の原案では「学校教育、社会教育…」という言葉がありますが、「あらゆる教育…」に変わったので相変わらず「学校教育」という言葉が消えてしまったんですね。我々の概念からすると、家庭教育、職場教育、学校教育、社会教育…といった例があった方が解りやすい。1、2年前の市のデータの中で「男女共同参画」の言葉を知っているか知っていないかというような、データがその後「知っている」が低下しているんです。「男女共同参画」

の教育については、今学校では熱心ではないんだろうと感じがします。一方で、若い夫婦は、共働きで一緒に家事をやるようになってきているので、「共同参画家庭」が出来ている気もしない訳ではない。つまり、そんな言葉で言わなくても男女平等と思ってやっている、という気もしない訳ではないけれども、子どもが生まれて、共働きでなくなって奥さんが専業主婦に変わったら、「お前、家にいるんだから家事を全部やれよな」という風になりそうな気がするんです。だからお互いに仕事があってやっているから平等、だけど片方は家庭に片方は仕事になったら主婦の仕事は女の仕事だ、という風になるような気がするんです。とすると、その歯止めはどこにあるかという、学校教育にあるんだろうと思うんです。という所で男女共同参画とか家庭の作り方とかは、どこかで教育していかななくてはならない部分。自然にうまくいく時もあるけど、違うこともある。

委員：それは学校というよりは家庭、両親の…。

議長：両親を見ていればそんなに良く考えにくい。それを変えていくのが学校教育で、親の姿を見て子供が育っていくのは事実だけれども、それをどうやって変えていくかという学校教育だと思う。家庭教育は今までやってきているけれども、変わってきていない。

委員：学校ではいろんな場面で、平等ですよ。だから、この責務として入れても違和感がないような気がするんですが。実際に学校が一番でやっているの、責務に入れても違和感がない、負担にならないと思う。

事務局：入った方が解りやすいですよ。解釈上教育関係者もいるという事業者等の等で、教育の部分で負担がかかると言っていますが、実際には学校で色々実践されているし、中身とすれば責務として、協働の下に行くという形ですので、強制でやるのではないのであれば、解りやすい方がいいのではないかと思います。原案に戻すということでもいいと思いますが。

事務局：逆に職場教育の中で男女共同参画教育とは具体的にあるんでしょうか。

委員：職場では男女関係なく実力な社会で決めています。関係している所は、就労に関する所で、例えば、奥さんが都合が悪くて子どもが見れない、逆もあります。そういう場合に、職場の環境としてそこを手助けするような、そういう教育は多少あります。簡単ではないが、そういう教育はやっていかないといけない。

委員：給料の差がないのは教員と公務員関係。それは対等な立場ですよ。余談になりますが、今「マタハラ」といって、子どもが出来た時に、女性同士でもいじめがあるといいます。一般的な会社では、職場教育という言葉は大事なかと、それと始めから言っているように社会教育とか地域とかは、少しずつでも平等に推進していかれるようにならなければ。女性でも足を引っ張るとか、子どもを作らなければよかったのに、という事例が出ているので、一般的にはまだまだで、条例に挙げていただきたいと思います。

事務局：第 4 条の整理をさせていただきたい。条例は解りやすい方がいいと思いますので、素案に戻すことにさせていただいて良いでしょうか。

議長：それはそれでいいと思いますが、教育者というのを第 4 条で事業者と並べると同等のものになっておかしくなる。

委員：定義の事業者の中に、「…公的機関、教育機関、民間…」としていただければ話が合う。そうすると第 4 条に事業者等で整合性がとれる。ただ、〇〇委員さんがいう所の、責務に教育機関をもっときちんと入れてもいいとなると。

議長：推進の方に素案と同じように、第 10 条に「家庭教育、職場教育、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育…」にすれば解りやすい。

委員：教育機関はもちろんということで理解しているのでそうしていただければいいですが、全体的な狙いということで考えてみると、こういう条例は、こう書いてあるからこうちゃんとやってもらわないと困る、というのではなくて、あなたがやらないといけないんですよ、と思ってもらわないといけないんですよね。もちろん教育機関は率先してされるんでしょうから、そここのところになすりつけるような形で条例を理解するようになってもらうと、条例の狙いが薄れてしまうんですよね。書き方の表現とすれば「当事者はあなた方ですよ」という「学校や行政に任せればいいんじゃない、当事者はあなたで、あなたの職場、あなたの家庭がそうなんです」というのが、この条例の絶対的な狙いだと思うんです。ですから、載せてはいただくんですが、みなさんの目線が教育機関の方が率先してやるんじゃないかという風にならないような全体の作りにしないといけない。どうしても厳しい目線というのはそちらの方にいくでしょうから。教育機関以外の出来ていない人たちが当事者と思っただくような全体の作りになってほしい。

事務局：第 2 章について、訂正部分を読み上げる。

議長：第 2 章は施策についてで、男女共同参画プランの作成、その中に盛り込む市の施策というような内容です。市の施策は具体的には抽象的で曖昧な文章ですけど、プランの中に、これを盛り込んで、プランを実行すれば 1～6 の施策は達成されるんだ、という考えでいいですよ。プランはこの 6 項目の内容が含まれているということです。

委員：第 17 条ですが、(被害者の相談)というから被害者から相談で、例えばDVなどで、見たり聞いたり間接的に、これはセクハラではないかとか、DVが起きているのではないかと思った人が相談した場合、それが事実かどうか確認作業等をしていただかないといけないと思うんですが、これだと、被害者の相談で、被害者はもちろんですがそれにまつわるような人が相談に行った場合には。

事務局：考え方とすればそれでいいと思います。子どもの虐待の相談なども直接子どもが言う訳にもいきませんので、例えばそういう傾向があるという部分ですよ。ただ、条例の書き方とすれば(被害者の相談)で、相談の部分ではそれも含めるとい

うことで、相談者等としますか。

委員：特にDVなどは相談するのも怖くてできない、その時は第3者が目を配っていつでも相談できる形が出来と解るようにしてもらいたい。

事務局：相談の分野は現実には当事者ではなく、周りが気づく部分という形になっていますので、条例上ではどうするかというところですが。

委員：通報者からの相談についても一文加わればいいと思います。この文章だけだと被害者だけしかない。

事務局：被害者等とすれば。

委員：等をつければいいのかどうか、というのは、DVやセクハラは大変な社会問題であるので。申告すれば済む問題ではない。受けている人がそれでいいと言っても、ダメなものはダメでしょうし、対策は等というよりはもうちょっとしっかりしておいた方がいいと思う。他の市町村でいいのがあればご検討下さい。

事務局：被害者等の相談という中で、条例の中で、例えば「侵害された者及び通報者からの相談があった場合」でできるのではないかと思います。

委員：条文とは関係ないですが、具体的に苦情なり相談を受けるとすると、誰を想定していますか。

事務局：福祉課です。児童虐待も含め対応は福祉課で、女性問題の相談員が福祉課に常時おりますので。ここは、被害者以外の通報、連絡があった場合の対応ができるように工夫をさせていただいて。

委員：落ち度なく救済できるような考え方でお願いしたい。

議長：ドメスティック・バイオレンスは、最初の定義で言うと、配偶者等からの虐待ですが、子どもの虐待はDVは入らないんですか。別なんですね。ただ、相談される方は、あんまり区別なくするでしょうね。

事務局：うちは関係ないということではなくて、そこへつなげる形でやっています。相談の窓口は色々あった方がいい。DVについても、うちが受けても福祉課へつなげていく形はとらせて頂いています。

事務局より第3章総則について既に訂正した部分を説明する。

議長：第3章を含めて、全体を通して何かございますか。

事務局：これからの予定として想定されるのは、3月の議会に上程しようと思っ
ています。その前に、庁内の法規審査委員会で説明をして、そこで質疑応答があります。そこで形が出来て議会上程されます。それで、できれば11月位に整理をしたいと思っていますので、もし、目を通した中で何かご意見等頂くようでしたら、今月中ということをお願いします。特に、前文の所の冒頭でお話し頂いた4行部分については、できれば全員の方から何らかの意思表示を頂ければ、有り難い。強制ではありませんので、委員さんの意見で条例を作り上げていくことが会の目的ですので、私

たちの都合だけで文言を変えるわけにはいきませんので、どんな形でも結構ですので、電話でもFAXでも結構ですのでお願いいたします。

議長：条例について皆さんの方で何か要望とかありませんか。

委員：事業者の表彰規定について、これからどう詰めていけますか。

事務局：条例が出来て、事業者に周知していかないと出てきませんので、来年度にそれも含めて検討させていただきたいと思います。

高橋議長：それについては4月以降で、それでは今日の議題になる条例については終わりにします。